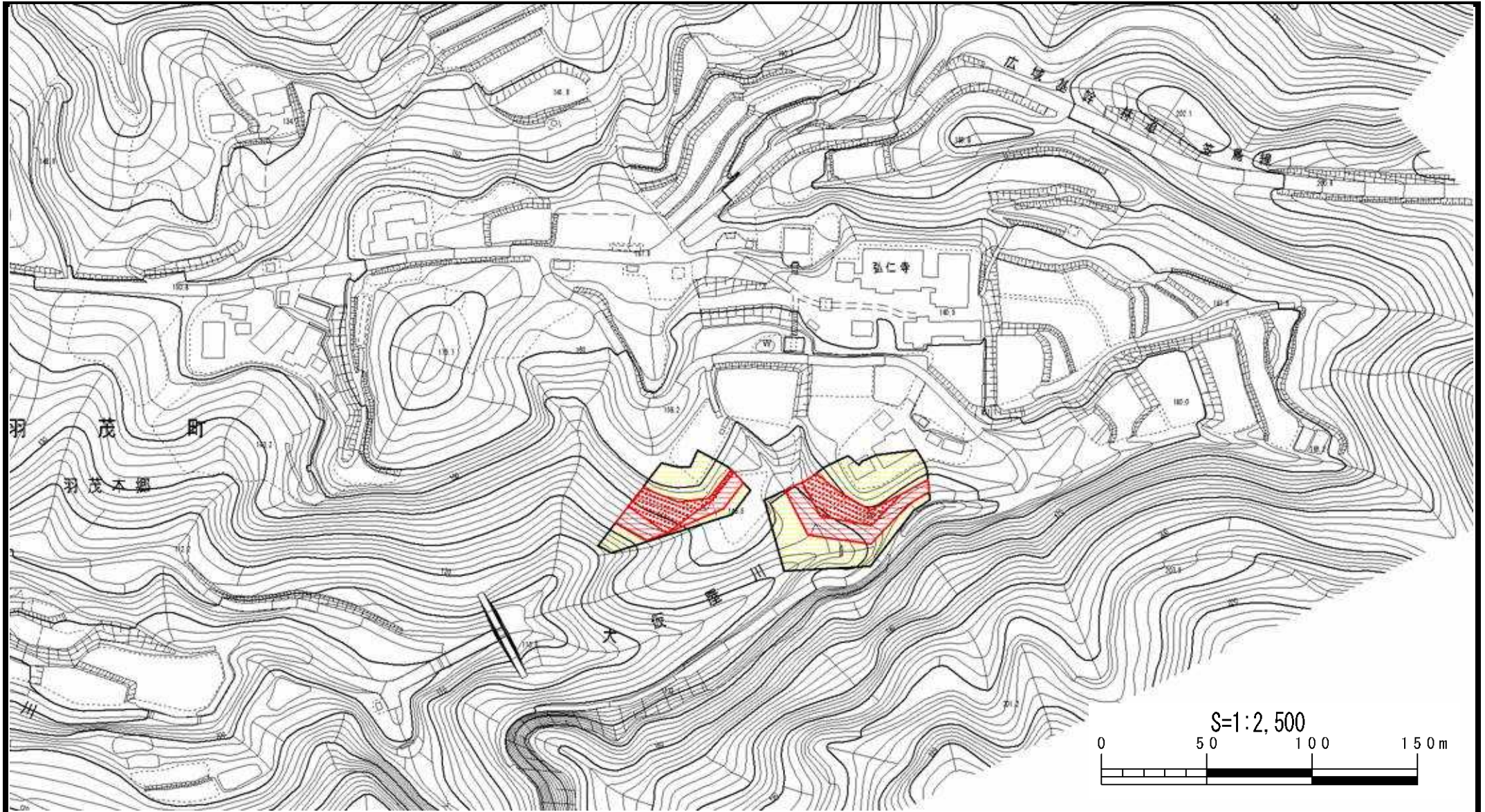


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

急傾斜地斜面内の区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	



縮尺  
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	-608.028(3881)
告示番号	新潟県告示第274・275号	箇所名	アラクラ 新倉(2)
告示年月日	平成22年2月26日	所在地	サトシハモチホンゴウ 佐渡市羽茂本郷